

中学校等部活動エキスパート・サポーター活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校等部活動エキスパート・サポーター活用事業の目的、エキスパート・サポーターの要件、業務等について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、新潟市立中学校及び中等教育学校前期課程の部活動において、専門的技術指導のできる顧問や、顧問の指導補助がないために部活動の運営や指導に困難をきたしている学校が、地域の指導者（以下、「エキスパート」という）・支援者（以下、「サポーター」という）を活用することにより、部活動の充実を図り、併せて地域の教育力を活かすことを目的とする。

(要件及び活用人数等)

第3条 この要綱により学校に派遣するエキスパート・サポーターの要件及び活用人数等は、次のとおりとする。

- (1) エキスパートは、専門的指導力を有する学校の教員以外の成人とし、活用人数は1中学校1名とする。ただし、運動部と文化部の両部で必要とする場合は1中学校2名を認める。
- (2) サポーターは、顧問の指導補助として生徒の活動を支援することができる学校の教員以外の成人とし、活用人数は次のとおりとする。

1 中学校学級数,	6 学級まで	2 人まで
	1 2 学級まで	3 人まで
	1 3 学級以上	5 人まで

(業務)

第4条 エキスパート・サポーターは、学校で次に掲げる業務を行う。

- (1) エキスパートは、学校の方針に基づく部活動計画により、顧問との話し合の上、生徒に技術指導を行う。また、顧問の指導力の向上を図る。
- (2) サポーターは、学校の方針に基づく部活動計画により、顧問の指導補助及び生徒の安全指導・安全管理を行う。

(任期)

第5条 エキスパート・サポーターの任期は、承認日から翌年3月31日までとする。

(活用回数)

第6条 活用回数は、次のとおりとする。

(1) エキスパートの活用回数は、週 1 回 2 時間程度、年間 3 5 回を限度とする。
指導日については、学校がエキスパートと協議の上、決定する。

(2) サポーターの活用回数は、学校がサポーターと協議の上、決定する。

(手続き)

第 7 条 エキスパート・サポーターの活用を希望する場合の手続きは次のとおりとする。

(1) エキスパート・サポーターの活用を希望する学校の校長は、エキスパート・サポーターの活用承認願（様式第 1 号 A または B）を教育長へ提出する。

(2) 教育長は、活用承認願を審査し、その結果を当該校長へ通知する。

(3) エキスパートの承認の通知を受けた校長は、エキスパート活用計画書（様式第 2 号）及び口座振替依頼書（様式第 4 号）を承認日から 2 週間以内に、教育長に提出する。

(エキスパート謝金)

第 8 条 エキスパートへの謝金は、次のとおりとする。

(1) 金額については、別途定めるものとする。

(2) 支給の時期	第 1 期	（承認日～7月31日）	支給月	8月
	第 2 期	（8月1日～12月28日）	支給月	1月
	第 3 期	（1月4日～3月31日）	支給月	4月

(3) 支給方法 各期の実施報告書（様式第 3 号）を各期終了後 10 日以内に教育長に提出する。各期の実施回数分の謝金をエキスパートの指定口座に振り込む。

(補償)

第 9 条 エキスパート・サポーターの傷害保険は、教育委員会で一括加入する。

(退任)

第 10 条 エキスパート・サポーターが退任する場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 任期の途中で退任する場合は、30 日前までに、当該校長へ伝えるものとする。

(2) 当該校長は、退任報告書（様式第 5 号）を教育長へ提出する。

(解任)

第 11 条 教育長は、エキスパート・サポーターが次に掲げる事由の一に該当したときは、第 5 条の規定にかかわらず、解任することができる。

(1) 心身の故障により、その業務に耐えられないと認められるとき。

(2) 非違行為その他、学校教育上ふさわしくない行為があったと認められるとき。

(3) エキスパート・サポーターとしての適格性を欠くと認められるとき。

(その他)

第12条 この事業を実施するに当たって、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(新潟市部活動外部指導者派遣事業実施要綱の廃止)

2 新潟市部活動外部指導者派遣事業実施要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

中 発 第 _____ 号
年 月 日

(あて先) 新潟市教育委員会教育長

新潟市立 _____ 学校
校長 _____ 印

部活動エキスパート活用承認願

____年度部活動エキスパートとして下記の者を適任と認めましたので、承認願います。

1 エキスパート

※年齢は、当該年度の活動開始日

ふりがな 氏 名	生年月日	年齢 歳	性別 男・女
現住所	連絡先 電話 ()		
有資格, 有段, 指導実績, 選手実績等	指導歴 年		
推薦理由			

2 エキスパートを必要とする部活動

※年齢は、当該年度の4月1日現在

名 称	部員数	男 _____ 人	女 _____ 人
顧問教員氏名	性別	男・女	年齢 _____ 歳
必要とする理由			

上記のとおり承認します。

年 月 日

新潟市教育委員会教育長 _____ 印

様式第1号B

中 発 第 号
年 月 日

(あて先) 新潟市教育委員会教育長

新潟市立 学校
校長 印

部活動サポーター活用承認願

_____年度部活動サポーターとして下記の者を適任と認めましたので、承認願います。

1 サポーター

※年齢は、当該年度の活動開始日

ふりがな 氏 名	生年月日	年齢 歳	性別 男・女
現住所 〒	連絡先 電話 ()		
推薦理由			

2 サポーターを必要とする部活動

※年齢は、当該年度の4月1日現在

名 称		部員数	男 人	女 人
顧問教員氏名		性別	男・女	年齢 ____ 歳
必要とする理由				

上記のとおり承認します。

年 月 日

新潟市教育委員会教育長



様式第2号

部活動エキスパート活用計画書

年 月 日

(あて先) 新潟市教育委員会教育長

新潟市立 学校
校長 印

____年度部活動外部指導者の活用計画を下記のとおりとしましたので、提出します。

記

部活動名()エキスパート名 ()

※活動開始日にご注意ください。

期	月	活 動 予 定 日	主 な 指 導 内 容
第1期	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
第2期	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
第3期	1月		
	2月		
	3月		

様式第3号

部活動エキスパート実施報告書(期)

年 月 日

(あて先) 新潟市教育委員会教育長

新潟市立
校長

学校
印

年度部活動エキスパートの実施報告書(期) を提出します。

記

第 期 部活動名 エキスパート名

	実 施 日	回	実 施 日	回	実 施 日
1	月 日 ()	7	月 日 ()	13	月 日 ()
2	月 日 ()	8	月 日 ()	14	月 日 ()
3	月 日 ()	9	月 日 ()	15	月 日 ()
4	月 日 ()	10	月 日 ()	16	月 日 ()
5	月 日 ()	11	月 日 ()	17	月 日 ()
6	月 日 ()	12	月 日 ()	18	月 日 ()

第1期合計 () 回

第2期合計 () 回, 第1期と第2期の合計 () 回

第3期合計 () 回, 年間の合計 () 回

所見

様式第4号

年 月 日

(あて先) 新潟市教育委員会教育長

現住所

氏 名

印

口座振替依頼書

貴市からの支払いは、下記金融機関の指定口座へ振込んでください。

振 込 先		銀行、信金、労金 信組、農協 支店					
受 取 人	預 金 種 目	普通 当座					
	口 座 番 号						
	フリガナ						
	口 座 名 義						

学校名 ()

部活動名 ()

様式第5号

年 月 日

(あて先) 新潟市教育委員会教育長

新潟市立 学校
校長 印

部活動エキスパート・サポーター退任報告書

このことについて、下記のとおり退任の願いがありましたので報告します。

記

部活動名 ()

氏 名			
退 任 年 月 日	年 月 日	退 任 理 由	